

宇個審答申第19号
平成26年11月21日

宇治市長 山本 正 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 松岡 久和

実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の目的外利用・提供）
について（答申）

平成26年9月19日付け26宇総務第624号により諮問のありました
「実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の目的外利用・提供）につい
て」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった個人情報の目的外利用・提供については、目的外利用・提供に
相当の理由があると認められるため、目的外利用・提供の例外類型事項整理番
号16として追加することは妥当であると認められる。

整理 番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
16	宇治市空き家等の適正管理に関 する条例に基づく調査により、固 定資産税担当課が保有する固定資 産税納税通知書の送達先等の個人 情報（住所、氏名及び電話番号に 限る。）を空き家等の所有者等を特 定するために利用し、提供するこ と。	空き家等が管理不全な状態にあり、当該空き家等 の所有者等に対し、解消を求める必要があるため。 ただし、不動産登記簿、戸籍簿及び住民基本台帳 による調査によってもなお空き家等の所有者等が特 定できない場合に限る。